

## 第 6 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年8月19日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町  
合併協議会事務局

第6回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

日 時 平成14年8月19日(月曜日) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 徳山市 ホテルサンルート徳山

議事日程

(議案)

第32号 合併協定項目22「新市建設計画」

(その他)

出席委員(会長含む)(43名)

会 長 河 村 和 登

委 員 吉 村 徳 昌	和 田 明 信	清 永 一 彦	兼 石 慧 子
大 田 良 充	吉 平 龍 司	山 下 波 留 子	原 田 聡
岡 林 久 熊	宮 崎 進	黒 神 公 直	廣 本 武 生
倉 住 栄	中 村 秀 昭	志 賀 武 男	岡 田 実
兼 重 元	福 田 文 治	今 井 和 代	西 村 上 一
渡 辺 輝 明	児 玉 研 一	三 浦 義 孝	住 田 宗 士
上 田 悟	田 中 泰 典	徳 本 豊	津 田 孝 道
松 永 正 之	中 津 井 求	角 田 美 彌 子	吉 松 敬 格
石 川 光 生	一 原 英 樹	村 川 哲 夫	土 井 公 夫
宗 東 博 昭	青 木 孝 二	田 崎 義 雄	
藤 井 康 弘	林 重 男	福 田 孝 志	

欠席委員(3名)

田 村 勇 一 末 次 雅 文 藤 村 周 介

〔午後 1 時 3 0 分開会〕

（事務局）

定刻となりましたので、ただ今から、第 6 回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催いたします。

まず、開会に当たりまして、会長にごあいさつをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

（河村和登会長）

それでは、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆さん方大変お暑い中を、またお忙しい中を御出席をいただきましてありがとうございました。

本合併協議会も最終段階と申し上げますが、過去 5 回の会議を持たせていただきまして、5 回の中で 3 5 項目の中の 3 4 項目の協議を終えさせていただきまして、本日は御案内のように「新市建設計画」これを議案として皆さん方の方に御提案申し上げるわけでありまして、この「新市建設計画」につきましては、既に第 4 回、第 5 回で御協議を申し上げまして、皆さん方からたくさんの御意見をいただきました。その内容を計画の中に盛り込みまして、県と事前協議を終えさせていただきまして、そして、きょう御提案を申し上げるわけでありまして、本日のこの会議で皆さん方から熱心な御審議をいただきまして、御決定を賜りたいと考えております。

また、既に 3 4 項目につきましては御決定をいただきまして、2 市 2 町の職員が一丸となりまして、この方針に基づき、今、鋭意合併の準備作業に入っているところであります。

新市の発足を目指しまして、円満な市制が新市の発足と同時に展開できますように、委員の皆様あるいは市民、町民の皆様とともどもに、新市の誕生を目指して頑張っていきたいと考えております。職員の皆さんも猛暑の中を一丸となって頑張ってくださいとお願いして、私たちがさらにしっかり審議をしたいものだと考えております。

振り返ってみますと、月に 2 回の協議を進めさせていただきましてけれども、皆さん方の御協力に対しまして心から感謝を申し上げたいと思います。

本日も最後まで皆さん方の御協議を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。

（事務局）

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、本協議会の議長は規約により会長が務めるということになっておりますので、これからの議事の進行は会長さんをお願い申し上げます。

（河村和登議長）

それでは、早速でございますけれども、会議を進めさせていただきます。

まず最初に、本日の会議録署名委員でございますけれども、徳山市の藤井委員さん、新南陽市の福田委員さん、熊毛町の徳本委員さん、鹿野町の林委員さんとさせていただきます。皆さん方、それぞれよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、今ごあいさつの中でも申し上げましたが、第 4 回、第 5 回で協議をしていただきました「新市建設計画」につきましては、本日議案第 3 2 号合併協定項目 2 2 「新市建設計画」として提案をさせていただくことになりました。

それでは、そのことにつきましては事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第32号合併協定項目22「新市建設計画」について御説明を申し上げます。

この「新市建設計画」につきましては、これまで第4回、第5回と2回にわたる協議会において協議資料に基づく論議を重ね、さまざまな建設的な御意見をちょうだいしてきたところであります。

まず、お手元に配付いたしております「議案提出に当たっての修正事項」の資料をご覧いただきたいと存じます。

これまでの皆様方の御意見を踏まえ、事務局で議案を取りまとめるに当たり、協議資料に修正を加えた点を一覧表として、大きくは5項目の修正を加えております。

まず第1点目は、「合併記念公園化整備事業」をリーディングプロジェクトとして追加したことに伴うもので、そこに示した計画本文及び参考資料の関係箇所を修正いたしております。2点目は、前回の協議会での論議を踏まえ、「快適な水道基盤整備事業」のプロジェクトの記載の中に、水道局の経営基盤の強化の項目を追加したことに伴う修正であります。3点目は、前回、財政計画を差しかえたことに伴っての計画本文中の一覧表の差しかえであります。さらに4点目は、県との下協議・調整に伴う参考資料の修正。5点目は、鹿野町関係の事業で若者住宅団地の整備が完了したことに伴う修正であります。

次に、過去2回にわたり皆様方からいただいた御意見、御要望に対する対応方針につきまして取りまとめを行っておりますので、御説明を申し上げます。資料の2から3ページをご覧いただきたいと存じます。

皆様方からいただいた御意見、御要望につきましては、そこにありますとおり大きく分類しますと8項目にわたる事項があったかと思えます。このうち白丸の項目につきましては、既に御説明をさせていただいておりますので、今回は第5回の協議会で論議いただきました黒丸の事項について御説明を申し上げます。

まず、1点目の「新たな交流拠点施設」の関係でございますが、既存の産業技術センターとのすみ分け、環境産業支援の機能の付与について御要望をいただきました。これにつきましては、前回のお答えと重なりますが、御要望の趣旨を県に伝達した上で、今後県と十分な協議を重ね、地元の意向を反映するためのプロジェクトチーム設置など、体制の整備に努めたいと考えております。また、2点目の「快適な水道基盤整備事業」の関係につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、リーディングプロジェクトの記述の中に、水道局の経営基盤の強化等に関する事項を追加させていただいております。次に、4点目の「公共交通機関の拡充整備」の関係につきましては、今後の利用見込み等を十分に考慮した上で、バス路線の維持・拡充、乗合タクシー制度の活用と絡めて、新市において検討していきたいと考えており、あわせて緊急通報システムに関しても、住民の安全・安心を確保する観点から、積極的に取り組んでいくことといたしております。次に、5点目の「合併記念公園化整備事業」につきましては、前回、前々回とリーディングプロジェクトへの追加意見をいただいたところであり、協議会の総意に基づき、先ほど御説明申し上げましたとおり、プロジェクトに位置づけるよう修正いたしましたものであります。次に、6点目の「行政サービスシステム構築事業」の関係では、支所・出張所等の窓口業務の充実や人員配置、郵便局とのワンストップサービスとの連携、さらには電子自治体システムの構築などに関する御意見をいただいたところであり、早期に方向性を出すべく、積極的な取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。さらに、7点目の各種の提言に関してであります。全国に発信できる「祭」の企画、駅ビルへの新庁舎建設、グローバル化に対応した港湾整備、ボランティア組織の育成等々、いろいろな斬新なアイデアをいただいたところであり、これらにつきましては、今回の新市建設計画を踏まえて、新市において策定される「総合計画基本構想」や「実施計画」の中に十分反映をさせていきたいと考えております。最後に、「財政計画」関係でございますが、前回、追加資料を配付させて

いただいたところでありますが、今回、リーディングプロジェクトを20から21にしたことに伴い、リーディングプロジェクト等の事業費関係の資料も修正し、4ページにその資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、御説明いたしました修正事項、今後の対応方針に基づきまして、事務局で協議資料を修正の上、今回取りまとめましたのが冊子の形でお示しいたしております「新市建設計画」と「新市建設計画参考資料」でございます。また、当計画のポイントとなる点を概要版として3枚紙にまとめておりますので、御参考いただければと思います。

この「新市建設計画」を議題として上程するに当たっての説明は、以上でございます。

なお、当計画の提案に先立ち、県との事前協議を行いました結果、16日付で県から計画(案)を了解した旨の回答がありましたことを申し添えます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今皆さん方に議案第32号として「新市建設計画」をお示しをいたしておりますけれども、過去第4回、第5回の中で皆さん方からいただきましたたくさんの意見を、議案提出に当たっての修正事項として8項目に分けて御説明を申し上げました。何か皆さん方の方で御質問、御意見ありましたら遠慮なくいただきたいと思います。はい、どうぞ、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

それでは、議案として「新市建設計画」が提案されたということで、今までの徳山市議会の合併調査特別委員会での新市建設計画に対する意見交換等を踏まえまして、最終的な意見を取りまとめて述べさせていただきます。

まず、少数意見としては、この新市建設計画が実行されると、ここ数年来の単市での健全財政というか緊縮財政というか、そういう財政運営が180度転換して箱物建設中心、ハード事業重視の大型公共事業を主とする拡大型・拡張型財政運営に大きく転換するということが、将来世代への財政負担という問題もある。また、そもそもこの市町村合併というのが、国、地方合わせて約700兆円にも及ぼうという財政赤字を解決するための切り札として、抜本的な行財政改革としてなされようとしているのに、それを合併特例債を使ってやることは論理矛盾している等の反対意見、反対意見といいますが、まだ議案としてそういう問題点をまだ十分に協議していないので、議案として上程するには早過ぎるのではないかという少数意見もありましたが、大方の意見とすれば、新市の建設のマスタープランとして大変よくできており、議案として提出されればこれを賛成すべきだというのが大方の意見でした。ただ、補足意見として、計画はこのままでいいんですけれども、実施段階では既存施設の活用や再利用等を図るなどして、効率的・経済的な財政運営を心がけてほしいという意見がありました。

それで、今回新市建設計画について意見を述べるのはこれが最後の機会になろうかと思しますので、合併協の委員として私個人の考えをちょっと述べさせていただきます。

私、今回の2市2町の新市建設計画は、形式的・法律的には3市2町の新市建設計画とは別個独立のものとして構成されているんですけれども、実質的・政治的には連続性を持っているというふうに理解しております。それで、前回の3市2町の新市建設計画のときにも、その3市2町の新市建設計画について基本的な考えを述べさせていただいたんですけれども、今回も基本的にはそれが維持できるというふうに考えています。つまり私も個人的には新市建設計画について、あるべき新市建設計画ということで独自の考えを実は持っています。ただ、今回のこの新市建設計画というのは、住民参加のもとでつくられた「Voice 21」を基本にし、しかも住民から選ばれた各自治体のトップである首長の皆さんが十分協議されて、その主導のもとに多くの専門職員の英知を結集されてつくられたということで、これはやっぱり重く受けとめて、基本的にこれに賛成すべきだというふうに考えています。

ただ、前回のときも言ったんですけれども、周南地域というのは要するに依存すべき大きな経済圏というのが近くにないということで、やっぱり都市として生き延びるためにはどうしても自活できるだけの自前の経済圏を形成しなきゃならないということで、新市になってやっぱり一番重要なのは産業政策だというふうに考えています。その点で地域特性、今回2市2町で改めて強調されて、私も我が意を得たりというふうに賛成したいんですけれども、地域特性の強調ということがあったんですけれども、今の地域特性を生かした環境産業の育成、それから立ちおけているサービス産業の振興、こういったことをやっぱり基本戦略にして、各リーディングプロジェクトを重点的・優先的・有機的に結びつけて、産業振興を図るべきだというふうに考えています。その点はやっぱり前のときと同じです。

それから、最後に一つだけ述べさせていただきたいのは、この新市建設計画、いろんなところをそぎ落として、端的にというか身もふたもない言い方をすれば、合併特例債を利用した公共投資の計画表ということになるわけです。それと、合併特例債については、もう反対派はもちろんそうなんですけども、賛成派からもこれを要するに使うことについてためらいがあるのも事実です。私も実は以前はそういう考えを持ってまして、できれば国の財政状況を考えれば、合併特例債を使わずに合併できればそれが一番いいというふうに考えていました。しかし、今はちょっと考えを変えまして、これはやっぱり積極的に十二分にフルに活用にして公共投資をすべきだというふうに考えを変えております。その理由というのは、皆さんよく御存じのように一向に民間投資、民間消費が低迷したままで経済状況が思わしくなくて、デフレ傾向さえ見せているというこういう状況の中で、いわゆる眠っている民間の金融資本を公債という形で流動化して消費、民間に変わってやっぱり今こそ公共が消費しないと、経済自体が結局だめになり、破綻した経済を次世代に送ってしまうおそれさえあるというふうにやっぱり考えます。その点で公共事業についてはいろいろと風当たりも強いんですけれども、やはり財源が公債であるということに余り肯定すべきではないというふうに考えます。確かに700兆円という借金というのは問題があることは確かなんですけれども、家計の借金とはやっぱり違うわけです。国債はすべて国内でかけているわけですから、政府が国民に対して負っている借金であって、国が外国に対して負っている借金ではないわけで、当然将来の増税によって償還されるわけですから、そのときは国民はやっぱり国債という債券を国に対して負っているわけですから、家計の借金とは全くわけが違うわけです。その点でやはり今回の合併特例債による新市建設計画による公共工事というのは、我々が今本格的な少子高齢社会を迎える前に残された最後の要するに将来のための社会資本の整備のチャンスだというふうに考え、やっぱり合併特例債を十分に活用してよいまちをつくるのが我々の将来世代に対する責任だというふうに考えています。

以上で、新市建設計画に対する賛成意見とさせていただきます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに御意見ございませんか。はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

新市建設計画ということで、これを見てもみますと、先般も言いましたけど、ハード事業がどうしても性格上前面に出るということで、若干前回いろいろ言いました。その結果、きょうそれらに対する意見・要望と対応方針というのを読んでみますと、ハードプラスソフトと、こういう面が文書には全部は書いてはありませんが、大変読み取れるような感じになっております。例えば、1番の交流拠点施設、ここあたりは顕著であって、大変我々は今から期待をしていきたいと、このように感じております。

それから、飛びまして行政サービスシステムの構築と、これは後ほどうちの方からも出るかもわかりませんが、今からどうしても住民へのサービスというものが一番大事になってきます。そういった意味で、その辺も十分考えられた答弁になっておると。

それから、3番目に新たなまちづくりと、まさにこれソフト事業が頭に乗っているわけですが、今からはやっぱりそういった感じで進めていけば、本当に合併してよかったなど、こういうようなまちづくりになるのではないかとということを私個人考えておりますので、この議案に賛成していきたいと、このように考えています。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

私は、まだこの新市建設計画を議了するにはもう少し早いんじゃないかという観点から、というのはですね、今熊毛町では16日から地区の懇談会が10日間の予定で持たれておりますが、それらの意見が出されたものの反映する場所を失うということもあります。したがって、そういう観点から細かい問題を二、三質問をしてみたいと思います。

再三取り上げますが、水問題であります。昨晚までで3会場の懇談会が済みましたが、どの会場でもほとんど水問題に触れられない会場はないというぐらい、熊毛町にとっては関心の中心になっております。そこで、熊毛町の水問題を論じる場合に水源の問題、この問題もさきにも質問いたしました。その問題、それともう一つは水価の問題、これが現実性がなければ画餅に終わる可能性がある。水源については、事務局の方で見直し中だという答弁でありましたが、私の承知する範囲内では具体的にどのような見直しが行われているのか目に見えてこないという点があるので、もう少しこの点は明らかにしていただきたい。

それから、それに関連して給水を開始する方向で見直されているのかどうなのか。ある自治体ではもう後退と、撤退をするというようなことも耳にします。そういたしますと、この問題は簡単に見直しというのがいくのかどうなのか、その道筋についても明らかにされる必要があるのではないかとこのように思います。

それから、水価の問題に関連して言うなら、当初の企業団の計画では1万5,000 m<sup>3</sup>の水需要が計画されておったんですが、それで今日、その水需要が計画どおりあるのかどうなのかと非常に疑問があります。けさも新聞を読みますと、いろんな関係で水需要は激減しておるといふ報道もされておりますように、この企業団についても水需要は当初の計画どおりにはいかないのではないかと。そういたしますと水価の問題に影響してきます。この辺についてもどのような考えなのか、お伺いをしたいと思います。

(河村和登議長)

担当の方から説明申し上げます。

(事務局)

前回も前々回も同じような御質問があったかと思いますが、まず水源については前回もお答えしていますように、光、熊毛町、大和町、周東町、玖珂町の1市4町で光地域広域水道企業団を設立し、その水源の確保のために中山川ダムが平成8年に完成をしているところでございます。したがって、水源については確保されていると。ただ、今田中さんのお話にもあるように、水需要ということでいつから給水開始するのかということで検討がなされていると。たしか12年度だったと思うんですけども、熊毛町と大和町が水道の基本計画を持っていないと、それでは検討ができないということで、昨年度熊毛町も大和町も基本計画を定め、それに基づいて現在どのようにするかという検討がされているということでございます。

また、この光地域広域水道企業団、先般「一部事務組合等の取扱い」で御決定いただきましたけれども、今後は周南市が構成団体となりますことから、周南市において他の構成団体と協議をして、どのようにしていくかということを決めて事業を進めていくことになろうかと思えます。ということで御理解のほどよろしくお願ひいたします。

水価は当然需要量が今からどのようになるかですけども、進め方といいますか、施設そのものを将来幾ら取水するかと、その水需要に見込んで設備をつくる場合には、例えば浄水場も将来のマックスをつくるわけでなくて、何段階かに分けてつくるといような方法もございますし、その辺は水需要とその減価償却費、そういったものを加味しながら、最も安定給水ができ、なおかつ経済的にも効率的な方法を選んでいくということになると思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

今の説明では、水源の問題についてはどうするか今から検討をするというふうな答弁だったというふうに理解いたしますが、それでよろしいのかどうか。

それから、水需要についてはまだ不透明という見方をされておるということで理解していいのかどうなのか。そういたしますには水価についてもまだ不透明という理解に立つようになりますが、それでよろしいのかどうなのか、もう少し答弁をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

水源とすれば既に中山川ダムができておりますので、確保されていると、そのように御理解をいただきたいと思います。

それから、水需要、熊毛町の水需要については、先般基本計画を定め、その内容については議会の方にも御説明しているところでございますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。今、私が他の光市、大和町、周東町、玖珂町について私からお答えするような中身でございませんので、熊毛町分については先般御説明しているとおりでございます。

(河村和登議長)

ほかに何か。はい、どうぞ。

(三浦義孝委員)

私が言いますとまたかと言われるかもわかりませんが、このたび新市建設計画ができてまして届けられましたので読みましたら、ずっと見るんですが、やっぱりかねてからこれ行政の立場、首長さんの立場と議員さんの立場と違うかもわかりませんが、一市民として一委員としてずっとかかわってきて、私も12年、個人的には周南合併運動にかかわりました。その到達すべき夢は、やっぱりまちをよくしなければいけない、中心部をよくしなければいけないという思いがずっとあったと思うんでありますが、その具体的な例として、せっかくグリコのおまけみたいなと言っては大変失礼ですが、合併特例債をいただくもんですから、私は本来合併特例債があるから合併するのか、あるいはなくてもどうしても合併しなければいけないかという原点を3市2町のときも申し上げましたが、やはりそうした集中投資論というのは成り立ちません。どうしても分捕り合戦と言ったら言葉は悪いんですが、各地にそれぞれの特性を生かしてこうならざるを得ない。それはさっき藤井委員が御指摘されましたように「Voice 21」を中心として、首長さん、事務局の方が鋭意これをつくってこられた経過がありますから、それは当然そうなると思いますが、やっぱり夢はそういうものでなければいけないんですから、このたびできた最後の新しい資料をずっと見るんですが、どこにもやっぱり私の個人的な夢は出てきませんでした。ついにこういうことになったのかと思うと同時に、ただ一つ徳山駅ビルの整備ということと134億円というあの金額だけになります。この金額では多分できないであります。しかし、それはそれとして将来の青写真を申し上げさせてもらったという夢だけ



は、私は本当に自分個人にとってもいい機会にこういう委員で出させていただいたなと思うんですが、最後にやっぱりこの48ページのところの「おわりに」というところに、「このため、具体的な事業の実施にあたっては、プロジェクトチームを設置するなど、行政体制の整備に配慮するとともに、まちづくりに関する専門的なシンクタンクを活用するなど幅広い視野からの検討を進め、計画の実現に向けて、より実効性があがるように配慮するものとします」という、ただこの最後のところの48ページの「おわりに」に、せめてもの期待を持たざるを得ないかなと思うんであります。

基本的には、こういう体系になるのはやむを得ないというか、これがベストだと思いますけど、やはり何とかそうしたまちの拠点がつくれないかなと、今でも終わりに当たってそんなことを望みます。願わくば、そうした総合的なものはできませんけど、新市建設計画の実現に向けてというところに最後の望みを託して、ささやかな期待といたしたいと思います。基本的には、こうしたことの立派な計画ができたことに敬意を表したいと思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

新市建設計画、非常によくできておると思っております。しかし、これはあくまでもマスタープランであります。これからハード・ソフト両面、いかに魂を吹き込むかということであろうかと思えます。

そこで、新しい市になって新市が心を合わせて臨むべく周南市、これをつくり上げるためには、当然そこに働くというか、情熱を注ぐ職員の皆さんの力が大きいものであらうと思っております。気にしておりますのは、人心が一致できるかということが一番これがキーポイントでなかろうかと。

そこで、合併特例法の第9条第1項、第2項にあります職員の待遇であります。この第2項にはこう書いてありますね、「職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」と。この公正に処理するということがいかなる意味を持つものか、それぞれの思いがとおりかと思えますが、少なくとも2市2町、これが1市になり、市民サービスの最前線に立って新市建設に働いていただくであろうと職員の皆さん方の人心、これが一致してやはり事に当たらずには、魂がそこには吹き込まれたということにはならないと、こう思っております。そこで、この待遇についていかにするのかといったことであります。将来に対する不安を生じさせない、あるいは職員の士気をいかに向上させるか、こういったことで確固たる方向性をやっぱりここで皆さんとともに確認をしておきたいと、私はこう思っておるわけであります。人材こそが新市建設のまさに最大の活力だと、そのための果敢な待遇面への大きなアクションを私は大いに期待しておるわけであります。鋭意専門部会等で検討されておると思えます。細かいことは私も聞く気はありません。そういう意味でぜひともこの考え方に立って取り組んでいただきたいということを強く要望して、この新市建設計画、ここに至るまでのすべての皆さんの労を多としたいと思っております。

平成15年4月21日の新市の合併に向けて、さらに信頼と節度を持って情熱を注いで、この実現に邁進したいと、私なりに決意をいたしておるところであります。

以上です。

(河村和登議長)

はい、一原委員さん、どうぞ。

(一原英樹委員)

いよいよ大詰めを迎えました。この新市建設計画、マスタープランでありますけれども、非

常によくできておると思います。この上は、このプランが均衡ある発展のために大いに推進されることを願うものであります。県の支援事業にも大きな期待をしておりますし、また合併特例債、これを大いに有効活用して、まずは中心市街地の活性化というものを取り組んでいただきたい。なぜかという、この地域に若者たちが支持してくれるようなまちがないから、若者たちがこのまちから出ていく。卒業すると都会の大学に行くけれども、ここに帰ってこない。それは就労の場がないから、あるいは文化が少ないから、あるいは遊びの場が少ないから、そういったことで帰ってきません。それでは幾ら建設計画をこれからしても成り立たないものがあるわけでありまして、若者たちが私たちの近辺に帰ってくるようなまちづくり、魅力あるまちづくりをこの10年間の間にしっかり社会資本整備をかけてしていただきたいと、私はこのように思うものであります。その若者たちがここに集うことが、まずこの新市「周南市」の大きな使命であろうかと私は思います。

このマスタープランがこれから遂行されるに当たりまして、みんなで力を合わせてまちづくりをする、今兼重委員も言いましたが、みんなが一丸となってこのまちづくりに邁進するというので、この新市建設計画に賛成をいたします。

(河村和登議長)

はい、清永委員さん。

(清永一彦委員)

いよいよ合併協議会も大詰めになりました。私は、合併という問題を特に12年も前から勉強してきたわけでもございませんし、難しい問題にそうunchくがあるわけでもございせん。ただ、一市民の気持ちとしてどうあるべきかを私なりにここで皆さんの意見を聞きながら、あるいは論議をしてきたつもりであります。ただ、私はこの合併問題をもちろんいろいろな観点から合併というものは見られるわけですが、一個人として一面ではありましようが、この合併問題をとらえるときに、私は冒頭の合併協議会の自己紹介のときにちょっと申し上げた気がするんですが、皆さん既に御案内のように、今の国、県、市、町を含めてこの財政というのが非常に厳しいものがあるわけでありまして、決して自治体のみではございせん。民間の企業もしかりであります。バブル崩壊後、遅々として進まない景気浮揚、では今から10年後に今まであったような高度成長があるのか、私が素人なりに見てもまずないだろうと。言葉を変えれば、低位安定成長なのかもしれませんが、我々が今まで夢見たような成長というのはまず望むべくもないだろうと。そういう背景の中で、合併問題というのが私は出てきたんだらうと。これは何か、まず第一には、とりもなおさず地方自治体、政府を含めてであります、この財政をどうするか、今からこのままでいいのかという視点からとらえてこられたんだらうと、もちろん一面であります。民間の今企業倒産はすごい勢いでありまして、あるいは、その借金というのはすごいものがあるわけでありまして、自治体もその例に漏れないわけでありまして、見方を変えれば倒産もあり得るのではないかと、こういう自治体すらあると言っても私は過言ではないだろうと。それを乗り切るのに何をするのか、これは抜本的な組織機構、財政改革ということをやまずやらなきゃいかん。この第一が合併という一つの問題の中でこれが進められている、あるいは進めるべきだ。そういうふうには私はとらえてまいりました。

新市建設計画もいろいろなリーディングプロジェクトが立てられ、合併特例債を含めた、私の感覚からいえば大変な投資がされるという計画になっております。この具体的な是非は別にいたしましても、これはまちづくりの基本というところをすれば、当然それなりのものがないければならないわけでありまして、必要なことであろうというふうには思いますが、ただその根底になすのは2市2町が先ほどもある委員の方から申されましたが、今から一丸となってやらなきゃいかんと。その一丸となる前と申しますか、そのための組織機構、これをしっかりしていかなきゃならん。いろんな討議をしてまいりました。あらゆる何で30何項目という討議

をしましたが、皆さんも御存じのようになかなか調整あるいは今からの方向づけが難しい、あるいは今ここで余り白黒をはっきりできない部分というのはやむを得ずあります。その言葉が何で出てくるか、「新市に移行後」、あるいは「速やかに調整」、こういう言葉で結ばれてきているわけでありまして。ここで必ずしも明確にしなきゃいかんというわけではございませんが、この問題は少なくとも合併発生後あるいはこの協議会終了後から出発をするんであろうと。そうすると、それこそまず一番重大な問題ではないか。当面の問題として私が考えるのは、御存じのように議員の方々の任期が2年延長されます。首長さん初め皆さん方が2年延長されます。この意味は何か、本当の基盤づくりをその2年間でしてくださいよと、連携をとって。そして、本当の新市ができたとき、そのときにスムーズに出発できるように、あるいは市民にそのときに迷惑がかからないように、あるいは地域の格差と申しますか、あるいはそのあたりが出ないように、その2年間でやってください、やりましょうという約束をしているわけでありまして、私は組織機構改革を含めた、財政問題を含めたこの問題をこの2年間でやっぱり整備をして、本当の新市の計画がスムーズに進められるような取り組みが今から重要になるだろうと、こういう私の感想を申し上げまして、この新市建設計画に賛同して、本当に栄えある合併が成り立つように祈念をしたいと思います。

(河村和登議長)

はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

もう一点財政問題についてお伺いしたいんですが、今の合併特例債についていろいろな角度から議論が出されておりますが、私たちの身の回りでも合併特例債はもらえるんだというような誤った理解をする方もあります。合併特例債は返済をする必要があるわけですね。先ほど合併特例債を含む地方債の返済計画というのが資料として出されておりますが、この資料によりまして合併特例債の返済のピークが財政計画の外になる合併後15年あたりから迎えてくるというようになるわけですね。ちょうどその時期から地方交付税の特例措置が、激変緩和措置も経過し終わって、平常額に減額されるという時期になっていくわけです。よく30年先、50年先を見越しての合併だというふうに言われますけれども、その前にこうした財政問題がクリアされなければならないということになるわけですが、これらにどのような対応を考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

お答え申し上げます。

前回追加資料で地方債の償還計画表というのをお配りいたしているかと思っております。そうした中で合併特例債につきましては、御案内のとおり交付税の算入率が70%ということで非常に普通の地方債に比べて有利な内容になっております。そういったことを影響しまして、地方債の償還計画表をご覧いただければ、合併特例債の発行によって償還額が確かにふえるところもございまして、交付税が算入されますのでいわゆる税等の自主財源、これはむしろ合併前よりは少なくなる傾向にあるということで、むしろ合併特例債を十分に活用することが大事なんではないかなというふうに考えております。

それと、先ほど交付税の算定替え制度に関する御質問をいただきましたけれども、確かに今までいろんな場の中で財政計画についてもいわゆる10年後の計画はどうなるのかという御質問をいろんな場でいただいております。しかし、これは御案内のとおり、新市建設計画は10年計画となっております。これを裏づけるのが財政計画でございます。ですから、新市建設計

画が10年であれば、財政計画もこれに合わせて10年計画とするということになります。その後、本地区の場合は11年度目までは合併特例債を発行しますので、それ以降につきましては交付税が段階的に縮減される仕組みになっておりますけれども、それまでにやっぱり合併のスケールメリットというものを十分に発揮する中で行財政体制を強化していく、こういうことが非常に大事であると。そういった中で、新市建設計画の中にも行財政の効率化とか市政運営の基本方針等についていろいろ記述してあります。これをいかにやっていくかということが今後大事になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、ひとつよろしく御理解をお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ほかに御意見ございませんか。はい、どうぞ。

(山下波留子委員)

新市建設計画を見ますと立派にできていて、しかも女性にすごく優しく心遣いがしてあるのを大変うれしく思っております。実は、女性にもいろいろな団体があるんですけども、その団体がこれからどういうふうになっていくかというのが合併してからの不安がございます。団体育成援助というようなことも配慮に入れていただきたいというのは、合併したら団体がどういかに崩れていくか、女性の中にも団体がたくさんありますけれども、合併したらわからなくなるからと崩壊していくようなことのないように、今までの女性の団体にしてもいろいろ地域にも貢献し、それから市政にも貢献してきたと思います。たくさんのお金をくださいというんでなしに、先ほど兼重委員さんがおっしゃいましたように、人心をいかに一致できるかというようなことをおっしゃいましたけれども、合併してこれが一番大事なことと思います。団体もこれから合併してかえって生き生きしてきたという例を、団体もすべて県にもつながっておりますので、周南が合併したらすべての団体も生き生きとしてきたなというような見本も示していきたいような気がいたしますので、お願い事になるかもしれませんが、新市建設計画をありがたく思いながら、いろいろと希望しております。

(河村和登議長)

ほかに。はい、どうぞ。

(松永正之委員)

熊毛の松永でございますが、普通建設事業費は合併をしないときに比べて10年間で328億円ふえるということで、非常に力強さを感じておるわけでございます。また、総体的に基盤整備がおくれておりますこの熊毛町にとっては、大きく期待を寄せているところでもございます。新市建設計画の実行に当たりまして、これは議会の集約した意見ではございませんが、町民の意見、要望として2点ほど申し上げてみたいと思います。

新市建設計画の12ページに市政運営の基本方針が書かれておりますが、第1点目は事業を進めていく場合の優先順位であります。3市2町の協議会の折に、下松市の委員さんの発言に対しまして、事務局は、「合併特例債の性格からして新市の速やかな一体性やあるいは均衡ある発展に資するような事業、また現在各市町が取り組んでおる重点事業などが優先される」と、このように御回答がb^均に記憶しております。私は、その中にありまして新市の政治理念と申しますか、新市の施政方針として常に周辺部に目を向けて血の通った、そして新しい視点からのまちづくりをお願いしたいと、このように思うわけでございます。地域工ゴ的で勝手な言い分に聞こえるかも知れませんが、心臓部がbかに強くても、また手足の末梢神経に支障が出れば元気や^均ないし、笑顔も出ません。逆に、手足が元気なら行動力も増すし活力も出てまbります。その意味で全市域の均衡ある発展を見据えながらも、ぜひ周辺部からの基盤整備を優先していただきたいと、このように願うものであります。

2点目は、さきに田中委員さんの方からも発言がございましたけども、万全な市政運営という点についてでございます。新市建設計画の実行の過程にあっては、常に政策評価をきっちりと行いながら、同時並行して既存施設の統廃合や、サービスの兼ね合いもありますが、要員削減の前倒しなど積極的に行われまして、後につけを残さない住民サービス本位の盤石な基盤整備をお願いしたいと思っております。また、合併特例債の償還期あるいは地方交付税の合併算定替えの実施満了期に十分耐え得るような体質を築くために、建設期の万全なる市政運営をお願いしたいと、このように思うわけでございます。

それと、上水道の基盤整備事業についてお尋ねをいたしますが、今回2市2町の新市建設計画で「快適な水道基盤整備事業」として上水道の整備を施策として挙げていただきまして、熊毛町民も非常に強い関心を持っておられるわけでございます。今、私どもの町では合併問題に端を發しまして、町を二分するような形で住民運動が展開されております。来る10月6日には議会解散可否の住民投票が行われる運びになっておりますけども、大変私自身としては残念だと、このように思っているわけでございます。これを周南2市2町合併反対運動の啓蒙ピラの中には、この「快適な水道基盤整備事業」はとってつけただけのごまかしのポーズとして位置づけておりますし、また先行合併で水問題が解決できないことは明らかだと、このような意見書も出ております。そういうことで町民の不安も大変に根強いものがあるわけでございます。確かに、熊毛町にとっては上水道整備は一大懸案事項であることは間違いございませんし、私は熊毛町にとっての合併の目玉の一つがこの上水道整備だとさえ考えております。このたび上水道の施設整備の大枠の概算事業費が140億円と明らかになり、いよいよ具体的に進むんだなど、このように意を強くしておりますとともに、他人の苦しみを自分の苦しみとして受けとめていただきまして、御尽力をいただいた2市1町の皆さん方に深くお礼を申し上げたいと、このように思うわけでございます。

新市が責任を持つということでもありますから、これで町民の皆さんの不安も半ば消えたと思っておりますが、正しい的確な情報を直に届けて、不安を安心に変えたいとの思いからあえてお尋ねいたしますが、第5回の協議会の折、期間を決めて取り組むとの答弁があったように私は記憶しておりますが、この10年間の建設計画の中でおおむねどのぐらいの年度にこれを組み込まれようとしているか、もくろみがあればひとつ伺いをいたしたいと、このように思うわけでございます。具体的には新市に入りましてそれは計画されるものと思っておりますが、ここであえてお尋ねをしておきたいと、このように思います。

以上です。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

大きく3点あったように思いますけども、1つは事業の優先順位でございますが、先ほど3市2町のときのお話も出ましたけど、この場で順位をどの事業を何番目とかいうことにはならないであろうというふうに思いますけども、今お話しされたような新市の速やかな一体性ですとか、全体の均衡ある発展ですとか、あるいは従来からの各市町の重点事業、こういったもの、あるいは新規に取り組むものであるけれども、全体に効果があるものとか、こういったものを優先すべきではないかというふうに思います。先ほどたしか清永委員さんからお話もありましたけども、各議員さん方が在任特例で2年いらっしゃるわけでございますので、その中で十分どの事業が一番効果的なのか、十分御論議をいただきたいというふうに思います。

また2点目、しっかり行財政改革を進めて財政基盤を強化して、将来の少子高齢化社会に対応できるようにする、これも当然のことと思えますし、また新市になりましてできるだけ早い時期に将来の財政基盤を強化するための計画も御論議いただくようになるかというふうに思

います。

3点目の水道でございますけども、水道を重点事業に位置づけた理由といたしますが、一つはこの協議会の中でそういう意見が出されたということが一つ、また全国的な数値を見ましたときに、全国平均の普及率が96.4%、山口県が90.9%、そうしたときに熊毛町は55.8%ということで、余りにも熊毛町がおくれていると。そういう中では均衡ある発展といたしますが、当然のこととして整備すべきものということで、この協議会で出された御意見も踏まえ、重点事業にしたものでございます。また、住民に安心をとということでございますが、たしか前々回か御質問でお答えしたところでございますが、まず現在ある12の簡易水道、これは周南市が水道だけではございません、国保や介護保険すべてでございますが、各事業については周南市が引き継ぐと。したがって、周南市が責任を持って管理をするということで、住民の皆さんに御安心をいただきたいというふうに思います。次に、周南市として熊毛町の中で水道というのは現在重要な重点事業でございますので、当然周南市としてもそれを引き継いで、水道料金等の中でも論議になりましたけども、まず徳山市、新南陽市の上水道、この統合計画をつくる必要があります。そういう中で、まず統合計画プラスじゃあどの地域に広げるかということで計画をつくっていくようになります。その過程の中でどういう手順で何年かけてどのように熊毛地域に広げるかという計画をつくるようになると思います。ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(福田文治委員)

新南陽市の福田でございます。きょう合併協議会でしゃべるのが最後になってほしいなと思って、私の合併に対する思いをしゃべらせていただきます。

私は、先ほど清永委員が言われましたように、合併の向こうに何が見えるかということだと思います。我々2年在任期間がございしますが、今回の新市建設計画、非常にいいものができております。しかしながら、我々の2年の在任期間には大変な仕事が残っております。このリーディングプロジェクトにしても、2市2町の総合計画を持ち寄り、各首長さんが一生懸命練られてつくられたものでございますが、やはり2市2町、新南陽から徳山を見た場合、新南陽から熊毛を見た場合、もっといいものができるものもあると思います。そういったことで2市2町になって、2年の在任期間、我々議員も一生懸命その辺を周南としてどうやって生きていくのか、その辺でやる仕事がたくさんございます。

それからもう一点、新南陽の三浦委員が言われてましたように、私はやはり周南2市2町になってやはり求心力、これは必ず必要だと思います。それから、求心力があれば遠心力があって当たり前のことです。この遠心力は先ほど熊毛の水道問題ではございませんが、今の生活に安全で安心な生活を送るために何をしなくてはあげなければならないか。例えば、今こういう自然環境の中、いつ災害が起こるかわかりません。新南陽市では、中の川で台風のときには堤防の上に船が見えるぐらいのところまであります。そういったとこをまず優先的にやっていくことが大事じゃないかと思えます。先ほど藤井委員も言われてましたけど、このハードの箱物も必要だということも確かにわかりますけど、私は遠心力、いわゆる地方で今生活するのに何が不便なのか、何が危険なのか、そういったことをきっちりまず2市2町になって進めていく。それと同時に、徳山を中心とした周南を全国に発信するまちにしていかなければならないと私は思っています。

今から2市2町、いろいろ来年の4月21日に合併しても、2年の在任期間が議員ありますが、新しいリーダーシップのある市長さんを選んで、周南が日本全国に誇れるまちをつくっていきたいと考えております。

以上です。

(河村和登議長)

いいですか。たくさんの方から御意見、御要望等をいただきましたけれども、これを新市の中でしっかり生かす、踏まえていこうという建設的な意見が多数を占めておったように思います。

ただ今議題として御提案しております議案第32号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきたいと思えますけれども、何かほかに。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

採決されるようですので、私はこの協議が終わるのはまだ早過ぎるのではないかという点を申し上げたいと思います。先ほどもちょっと触れましたように、熊毛町では16日から10日間の予定で地区懇談会が開かれております。これらがいろんなさまざまな意見が出されますが、この意見の反映する場を失ってしまうという点があります。こういう点から、さらには新市のイメージがまだ住民に対して説明するに十分とは言えないというふうに思います。したがって、この協議を継続されるように主張するものであります。

(河村和登議長)

この法定協を立ち上げたのが6月1日でございますけれども、皆さん方の建設的な意見を踏まえながら、きょうで第6回目を迎えます。随分ハードなスケジュールでもあったわけがありますけれども、その都度、特にこの新市建設計画につきましては、前回、前々回たくさんの意見をいただきまして、きょうようやく8項目に分けて皆さん方にお示しをし、大方の方の賛同の御意見をいただいておりますし、協議の進め方なんですけれども、今熊毛町でそういう住民説明会をやっていらっしゃるということも私も承知しております。いろいろの細かい意見もまだ2市2町でもたくさんおありではあるかと思えますけれども、それはやはり新市の中でしっかり生かしていきたいと、生かすべきだと、まちづくりですから、新しい市が誕生してやっぱり新しい市民の幸せにつながるように、公平、公正に生かしていくということで、きょうは今「新市建設計画」を御提案を申し上げて、皆さん方からの意見が大体まとまってきたと、そのように会長として判断申し上げて、今議案第32号につきましてまとめ上げたいと、このように思っております。今、田中委員さんからの御指摘の地域の意見もまだまだというお話ございましたけれども、地域で意見が出たことはやはりまた新市の中で生かしていくということで、これから対応していきたいものだと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

ということで、今までいただきました御要望、御意見をしっかり踏まえて、議案第32号を取りまとめたいと思えます。原案のとおり決定することについてでございますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。それでは、皆さん方の大方の御賛同をいただきましたので、議案第32号につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。

また、本日、協議会として「新市建設計画」を今御決定をいただいたわけでございますけれども、今後合併特例法に基づく県知事との正式協議を行うこととなります。ですから、次回の協議会にはこの協議結果を御報告できるものと考えております。知事からの回答を受けまして、「新市建設計画」が最終決定となりますので、御了承をいただきたいと思えます。

それでは、議案のすべて35議案を決定させていただきました。次のきょうのその他の項に

入らせていただきたいと思います。何か皆さん方の方で。はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

ただ今、合併の協議が全部終了したということでもあります。次の手続は県との協議ということでもあります。いずれ協定書を作成されるかと思えます。そこで、この後、どのようなスケジュールで最終的に議会合意、そして4月21日に向けてという手続、こうしたものがとられるのか、わかる範囲で考えておられる範囲で結構であります。願わくば、次回8月27日、ここで協定書の調印といったところまで進めていただければ、私は非常にこうした大きな皆さんの場で全員周知のところで万全を期しての合併の合意、これが望ましいかと考えております。会長としていかがお考えでありましょうか、そのあたりのところを皆さんに意見をお諮りしていただきたいと思います、こう考えておりますが、よろしく申し上げます。

(河村和登議長)

きょう全議案を議決をいただきまして、すべての協議を終えることができました。今、お話し申し上げましたけれども、合併特例法に基づきまして知事との正式協議を行わせていただきまして、その報告を次の合併協議会の中で皆さん方にお示しを申し上げ、今兼重委員さん御指摘の合併協定書の確認を行わせていただきたいと思います、このように考えております。

中身といたしましては、8月27日午前10時から、今2市2町の首長間では午前10時から遠石会館で第7回目の合併協議会を開催をさせていただき、そこで今御要望のことも含めて皆さんにお諮りを申し上げたいと思っております、そのときには全員おそろいで御出席をいただけたらと、このように考えております。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

今、兼重委員さんが言われたんですけれども、最後の調印式ですね、これをぜひ27日の合併協議会で行われますように要望いたします。

(河村和登議長)

調印式について、その日というお話でございましたけれども、次回の第7回の協議会で合併協定書の確認を行わせていただいた後に、そういう運びにさせていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

はい、田中委員さん、どうぞ。

(田中泰典委員)

本協議会の協議が私たちにとっては不本意ではありますが、終わることになったわけがあります。既に御承知のように、熊毛町においては議会解散の直接請求がなされて、10月6日には議会解散の可否を問う住民投票が実施されるというスケジュールになっております。ここで私がお願いを申し上げたいのは、この投票の結果による新しい議会で協定書の上程、議決の上程をお願いしたいという要望であります。これは住民自治と民主主義の根幹にかかわる問題として御理解をいただきたい。

以上、お願いいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

これは最終的には熊毛町で町長さんと議会の皆さんの方で決定されることで、その決定については全面的に支持をしたいと思うんですけれども、他の2市1町の立場として、これは要望なんですけれども、この機会にちょっと述べさせていただきたいと思えます。



今、田中委員が言われましたように、10月6日でしたか、議会解散の直接住民投票があるということが決定されたわけですが、私の希望とすれば、6月に熊毛町の町長さんが決断され、また議会の多数の皆さんの賛成を得て合併を前提とした法定協議会が設立され、こうして協議を終えたわけですから、我々としては他の2市1町に対する信義、責任という点をお考えになって、現在の法定協設置議案を可決した議会の構成において、最後まで責任を持って合併の議決をぜひ審議、決定していただきたいというふうに思っております。それは今皆さん田中委員が住民自治、民主主義というふうに言われたんですけれども、この合併の問題というのは、例えば自治体に外交と内政ということがあれば、これは外交問題というふうに考えます。国の場合もやっぱり国内法と条約というものがあるんですけれども、条約の方が優位するわけです。これはやっぱり国と国との関係ですから、内政事情を持ち出して条約に反するというようなことは、これはやっぱり確立された国際法規の中で認められておりません。我々は、結局信じたわけです。信じて合併の法定協の設立議案を住民の代表である町長さんが提案されて、住民代表である議会が賛成多数で可決されたことを信じて合併に向かって既にもう準備作業を開始しているわけです。その点について熊毛町さんの方はぜひ考えていただきたいというふうに思います。これはやっぱり熊毛町だけの問題ではもうないわけです。合併を前提とした法定協を立ち上げた時点で、2市2町は運命共同体となっているわけですから、他の2市1町の事情とか信義とか意思をやっぱり無視して、熊毛町だけで解決できる問題ではやっぱりないというふうに思います。

そして、今回の要するに議会解散の請求の理由を見ますと、要するに住民投票で合併を決めるべきだという請求を議会と町長が要するに否定したからという理由で議会解散の請求がなされているんですけれども、申し上げておきたいのは、現在の日本の法制度上、合併は地方自治法上のルールとして住民投票ではなく住民代表である議会が決めるというふうになっております。このことの要するに妥当性とか、その点については議論はあると思うんです。議論はあると思うんですけれども、現在の法制度上はそうなっているわけです。そして、そのルールどおりに町長さんは提案され、議会は議決したわけです。このことはやっぱり重いというふうに思います。このルールを一体だれが決めたかということ、結局自分たちが決めたわけです。自分たちの代表である国権の最高機関である国会が決めたわけですから、それを我々がルールを改正するように運動するのは別ですけれども、ルールがある以上、幾ら気に入らないからといってそれを無視するのはやっぱり許されないというふうに思います。やっぱりルールどおりやられているわけですから、それが要するに解散請求の理由になるというのは、私にはどうしても理解できないんです。

この間、最初の住民説明会のとき、サンウイング熊毛の方に行きまして町長さんのかたい決意を聞かせていただきまして大変心強く思ったんですけど、その後「住民投票を実現する会」の代表の方と1時間ばかり実は私後議論をいたしまして、よくわかる部分もあったし理解できない部分もあったんです。もちろんその方たちが要するに別に邪心はなくて、本当に自分たちの町のことは自分たちで決めようという意思でやられているということはよくわかりました。ただ、他の2市1町のこともしっかり考えていただきたいというふうに私は思います。やっぱり自分たちが選んだ町長が提案され、自分たちが選んだ議会の多数派がルールどおりに可決した合併協議会の設立、そしてそのルールどおりに現在進められているわけですから、やはり熊毛町の将来を町長と議会の多数派、自分たちが選んだわけですから、それに託して合併協議をそして議決を見守っていただきたいというふうにお願いたします。どうか熊毛町の良識のある多数の皆さんによろしく願いたします。

(河村和登議長)

いろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。はい、どうぞ。

(児玉研一委員)

熊毛の児玉です。最後になります。一言お話ししておきたいと思います。

今、確かに熊毛町は住民を巻き込んだ中で二分された合併慎重・推進の中でいろいろ物議を醸し出しております。私は、先ほど藤井委員さんが言われましたように、5月21日、本年の、9対8によって2市1町合併を前提としたこの協議会に参加したわけです。そのときやはり慎重派と言われる議員さんも、その議会の中で議決について協議もされているわけです。最終的には、今言いましたように8対9になりましたけど、それはやはりルールとして僕は自分たちの意見が取り入れられなかった。そのことによって今日このような状況を生み出したというこのことについては、非常な責任があると考えております。それはもちろん我々も議会人として責任はありますけど、私はそうした中で苦しい中でやってまいりました。そして、住民投票、こうした状況になっております。しかしながら、私は10月6日に本当に賛成という形で我々が意見が通らないということになれば、もちろん選挙になると思います。それまではやはり5月21日に決断した議員、議会でこのことはきちんとけじめをつけなくては行けないと、こういうふうに思っております。したがって、今いろんな問題がありますが、私は熊毛町の議会人として、これはあくまでも熊毛町の今問題でございます。ここの法定協議会で先に延ばしてくれと今言われましたけど、それは筋が通らんのじゃないかなというように僕は先ほどからちょっと憤りを感じているんですが、熊毛町の問題は熊毛町で熊毛町の議会の中できちんとやっぱり決めて、この席にまた参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

いろいろ意見は伺いましたが、やはり合併に際しては合併特例法によっても、あるいは総理府の考え方にも住民の意思を大事にしながらやりなさいというふうになっておるわけでありませぬ。

それともう一点、熊毛町においては議会と住民との感情のかけ離れ、理解のかけ離れがあるというのは、これは直接請求が成立した事実を見てもわかるわけでありませぬ。このような状況の中でいたずらに溝を深めるといふことにならないようにという点から、今お願いをしておるわけでありませぬ。

(河村和登議長)

はい、中村委員さん、どうぞ。

(中村秀昭委員)

時間として申しわけございませぬ。我々は、法に基づいて2市2町がそういった形で議決して、この法定協を再度立ち上げて、しかも来年の4月21日ということを決めて審議に入ってきたと。したがって、何が何でも成就させなければならないと、このように考えております。

それで、きょう提案なんですけど、きょう大方の皆さん方の賛同で全協議が終わったわけでございますので、先ほどの話によりますと、次回は8月27日ということになっておりますが、せっかく今までみんながいろんな意見を出して汗をかいたわけですから、できましたら各委員とも署名捺印して、そして最後は2市2町の首長による調印式を盛大にやると、こういうひとつ段取りを提案したいというふうに思っておりますが、いかがなものでございませぬか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(河村和登議長)

盛大にということはおもひませんが、今まで協議を申し上げてきたことを総まとめとし

て次回27日に午前10時から遠石会館で、県知事との協議を終えた後にさせていただけたらと思っております。その中身につきましては、先ほどちょっと触れましたけれども、合併協定書の確認を行わせていただきまして、協議会の全員の皆さん方の御出席をいただきまして調印式をさせていただいたら大変ありがたいなど、そのように2市2町の首長間では意見の一致を見ております。そのときに全委員さんのできれば御出席をいただいて署名をいただきたいと、そのように考えております。はい、一原委員さん、どうぞ。

(一原英樹委員)

いよいよ佳境に入ってまいりました。きょうここで全協定項目35項目すべてが終了したわけであります。私は感慨無量であります。思えば3年前、3市2町の合併協議会の立ち上げ、すべての協議を終えたにもかかわらず、下松市の離脱によって破綻した周南合併でしたが、2市2町の首長の努力によって再度この3市2町の合併の先行合併、あるいは4市3町中核都市周南大合併にも視野に入れた位置づけのもとに、6月1日には徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町による2市2町の合併協議会が設置されたわけでございます。3市2町の合併協議会で決定されたことを踏襲しながらも、新たな2市2町による周南市誕生に向けて慎重審議を重ねて、きょうの協議決定が終わったことを皆さんとともに喜びたいと私は思います。

私も次回の27日に調印式の運びをお願いしたいと思っておりましたが、これは会長さんのいろんな説明でわかりました。それが済みましたら、しかるべき時期に2市2町の町議会でこの議決までを粛々と進めることが私たちに課せられた責任でもあります。また、議決後には住民生活に不安を抱かせずにスムーズに行政移行を実施していくことが、私たちに課せられた責任であります。21世紀の周南地域が生き生きと輝くためには、新市建設計画をもとにあらゆる知恵を絞り、行財政効率を高め、活性化に努めることが不可欠であります。合併協議会に携わった私たちは、周南市誕生の時の証人であると思います。4月21日新市発足に向けて、お互い心して、この合併が最高の選択肢だったことを確信するためにも頑張ろうではありませんか。これからが正念場であります。

最後に、これまで大変な努力されてきました。もう一息であります。会長を初め各首長、議長、また強行スケジュールの中で資料作成に奔走された合併事務局の皆さん、大変御苦労さまでございました。ぜひこの合併を成功させようではありませんか。

(河村和登議長)

ありがとうございます。たくさんの方から非常に協力的なといいますか、御意見をいただきまして大変心強く思っております。

振り返ってみますと、6月1日に2市2町の法定協を立ち上げまして、今日までちょっと強行スケジュールの面もあったわけでございますけれども、皆さん方がほとんどの方が御出席をいただきまして、精力的に合併問題に取り組んでいただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げたいと思います。

以上をもちまして、合併協定項目22項目、細かく言えば35項目でございますけれども、すべての協議を終えることができました。心から感謝申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

[午後3時00分閉会]

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長(議長) 河 村 和 登

署 名 委 員 藤 井 康 弘

署 名 委 員 福 田 文 治

署 名 委 員 徳 本 豊

署 名 委 員 林 重 男